

柏崎市燃料費等高騰緊急対策助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、昨今の急激な原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰により、大きな影響を受けている市内中小企業者を支援するため、柏崎市燃料費等高騰緊急対策助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号）の定めによるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号若しくは第5号に規定する者又は第3号の規定に基づく水産業協同組合若しくは森林組合
- (2) 会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく農業法人又は農業協同組合法（昭和22年法律第132号）の規定に基づく農事組合法人
- (3) 漁業法（昭和24年法律第267号）の規定に基づく漁業を主たる事業とする者
- (4) 日本標準産業分類（平成25年告示第405号）に規定する林業を主たる事業とする者

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、中小企業者であって次の各号のいずれにも該当するもの（以下「助成事業者」という。）とする。

- (1) 市内に事業所を有する法人（所轄税務署（以下「税務署」という。）の長に法人設立届出書を提出していること。）又は個人（税務署の長に個人事業の開業届出書（以下「開業届出書」という。）を提出していること。）
- (2) 助成金申請日以前に1年以上事業を営んでおり、今後も事業継続の意思がある者
- (3) 柏崎市ECO2プロジェクトに、既に登録している者又は助成金の申請と同時に登録する者

(4) 市税を滞納していない者

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、一助成事業者につき5万円とする。

2 この要綱による交付は、一助成事業者につき1回限りとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする助成事業者(次条において「申請者」という。)は、柏崎市燃料費等高騰緊急対策助成金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて令和4年10月31日までに市長に申請しなければならない。

(1) 法人にあっては、申請日の属する事業年度の直前の事業年度の法人税確定申告書別表一(税務署の受付印のあるもの又は電子申告した申告書及びその受信通知を印刷したもの)の写し又は登記簿謄本

(2) 個人にあっては、令和2年分及び令和3年分の所得税確定申告書第一表(税務署の受付印のあるもの又は電子申告した申告書及びその受信通知を印刷したもの。以下同じ。)の写し又は令和3年分の所得税確定申告書第一表の写し及び開業届出書(税務署の受付印のあるもの)

(3) 誓約書(別記第2号様式)

(4) 振込先口座の通帳等の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、内容を審査の上、交付又は不交付の決定を行い、交付する場合にあっては柏崎市燃料費等高騰緊急対策助成金交付決定通知書兼確定通知書(別記第3号様式)により、交付しない場合にあっては柏崎市燃料費等高騰緊急対策助成金不交付決定通知書(別記第4号様式)により、申請者に通知するものとする。

(助成金の交付条件)

第7条 この助成金は、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。

(1) 助成金に係る市からの検査、報告、資料提供等の求めがあった

場合は、応じること。

- (2) 第5条の規定による申請書及び添付書類の根拠となる帳簿類等を助成金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

(交付の時期)

第8条 この助成金の交付は、第6条の規定による交付決定をした日から起算して7日以内の日とする。

(助成金の交付決定の取消し)

第9条 市長は、助成金の交付決定を受けた助成事業者（以下この条において「助成金交付事業者」という。）であって、第5条の規定による申請に虚偽その他不正があったことが判明したときは、第6条の規定による交付決定を取り消すものとする。

- 2 市長は、前項の規定により助成金の交付を取り消した場合において、既に助成金の支払を完了しているときは、助成金交付事業者に対し柏崎市燃料費等高騰緊急対策助成金支給決定取消し及び返還通知書（別記第5号様式）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年8月1日から施行する。
(失効)
- 2 この要綱は、令和4年11月30日限り、その効力を失う。ただし、助成金の支払については、令和4年12月31日までの間は、なおその効力を有する。